

昭和二十七年六月十九日 楽園院会議録第五十七号

外交に関する法律の一部を改正する法律

二二一〇

第一 外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○副議長(岩本信行君) 日程第一、外資に関する法律の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

外資に関する法律の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付す。

昭和二十七年六月十六日

參議院議長 佐藤 健武

衆議院議長 林義治

(小字及び略記は省略)

外資に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のようによつて修正する。

目次中「第九條」を「第九條の二

に、「届出又は認可」を「認可及び届出並びに投下された外國資本の指定

等」に「改める」と記す)を「保証(第十七

条第一項第二号中)、『対外支

拂手段及び』と『対外支拂手段、

「内國支拂手段及び』と『対外支拂手段及び』と『対外支拂手段、内國支拂手段及び』に改め、同項第三号中

で、その対価の支拂の期間が一年をこえるもの又は当該契約の更新の結果当該期間が通して一年をこえるに至るもの』を削り、同号の次に四号を加える。

四 「持分」とは、合名会社、合資会社及び有限公司の社員の持分

その他政令で定める法人の持分をいふ。

五 「受益証券」とは、証券投資信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)第三條に規定する證券投資信託の受益証券をいふ。

七七年法律第百九十九号第五條に規定する

「貸付証券」とは、証券投資信託法第百九十八号)第三條に規定する證券投資信託の貸付証券をいふ。

六 「果実」とは、株式及び持分についてはその配当金、○受益証券につきはこれに表示されてゐる受益権に係る信託の収益の分配金につき当該受益権の日数に応じ受ける金額。

○貸付証券につきはこれに表示されてゐる貸付金に係る信託の収益の分配金につき当該貸付金の日数に応じ受ける金額。

○受益証券につきはこれに表示されてゐる受益権に係る信託の収益の分配金につき当該受益権の日数に応じ受ける金額。

○貸付証券につきはこれに表示されてゐる貸付金に係る信託の収益の分配金につき当該貸付金の日数に応じ受ける金額。

第八條の見出し中「許可」を「指定」といふ。

に改め、同條第一項中「又は大蔵大臣及び「又は許可」を削り、同項第三

三号中「更新又は維続」と「維続又は更新その他当該契約の條項の変更」

に改め、同條第二項中「又は大蔵大臣及び「又は許可」を削り、同項第

二号中「又は更新」の下に「その他契約の條項の変更」を加え、同條第二

項第四号及び第五号を次のように改め。

四 政令で定める場合を除いて

は、外國投資家が株式、持分、受益証券、社債又は貸付金債権を

を得た場合の二第十一項

に規定する外國投資家が持分

を取得する場合に、その取得の

対価が左に掲げるもののいずれかでない場合

イ 当該取得のために対外支拂

手段を合法的に交換して得た

内國支拂手段その他対外支拂

手段と同等の価値のあるもの

ロ 株式、持分又は受益証券で

第十五條の第二第一項の規定に

基きその果実又は元本の回収

手段と同等の価値のあるもの

又は当該株式が商法(明治三十

二年法律第四十八号)第二百二十二條第一項の規定により発行された利益をもつてする株式の消却につき期限の定のある株式

(以下「償還株式」という)である場合において当該消却のため

その株主に交付される金額、

○受益証券についてはこれに表示されている受益権に係る金額、

○貸付証券についてはその元本の償還金についての元本の

金銭、商法第三百七十九條第一項(同法第三百七十九條第三項及び第四百六十六條第三項

並びに有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第五十九條及び第六十三條における場合を含む)の規定に

よりその株主若しくは社員に

交付される代金、○第十七條の二の規定による代金、○第十九條の規定による再評価額の發行会社社員の再評価額の

新株を発行した場合において

当該株式につき割り当てられた当該新株の引受けの譲渡の

新株を発行した場合において

併に因り取得した内國支拂手

段で、口から今まで中止した

外國投資家とあるのをホニ

規定する他の外國投資家と

対価（当該認可が当該技術援助契約の更新その他当該契約の條項の変更に係るものであるときは、その支拂期日が当該認可の日以後の日であるものに限る。）又は当該実若しくは元本の回収金（その支拂期日が当該外国投資家の当該社債又は貸付金債権の取得の日（当該取得が相続又は遺贈によるものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）以後の日であるものに限る。）の外国へ向けた文書が認められたものとする。但し、前條の規定においては、当該條件に従わなければならぬ。

（株式・持分又は受益證券の果实又は元本の回収金の送金の保証）

第十五條の二 第九條の規定により株式、持分若しくは受益證券の果实若しくは元本の回収金を外国へ向けた支拂により受領しようとする旨が明らかにされた場合において、この法律の規定による外資委員会の認可があつたとき、又は株式、持分若しくは受益證券の果实若しくは元本の回収金を外国へ向けた支拂により受領しようとする場合において、当該株式、持分若しくは受益證券につき十三條の二の規定による外資委員会の指定があつたときは、当該認可又は指定を受けた外國投資家について、外國為替及び外國貿易管理法第二十七條の規定により、左の各号に掲げるるものであつてその支拂期日が当該外國投資家による当該株式、持分又は受益證券の取得の日

(当該取扱が相続又は譲贈に因るものであるときは、当該外国投資家の当該相続の開始又は譲贈を知つた日)以後の日であるものの外國へ向けた支拂が認められたものとする。但し、第十四条の規定により外資委員会が條件を附した場合においては、当該條件に従わなければならない。

一、当該株式、持分又は受益延命権の売却。

二、当該株式(償還株式に限る)の利益をもつてする消却金。

三、当該株式又は持分の売却代金であるその売却が当該株式又は持分(当該株式又は持分の当該投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新規に設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分)、その売却された当該株式の分、その売却された当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号〇に掲げる場合における法人の分の取扱であるときは、合併による法人の分の取扱(若しくは分割による場合は合併の際の分の取扱)。

分割は併合後の株式の取扱であるとともに、その株式についての被分割株式又は被併合

にかかる会社の運営するこれと同種の
ら三年経過後に実行されたもの。
株式は外國へ向けて支拂が
但し、当該外國へ向けて支拂が
となつて、内に因る取扱である
とき、當該外國の日から三月経過後に行われるものであるときは、そ
れは外國へ向けて支拂が
選り、上記の支拂が外國へ向けて支拂が
いたる場合は、外國へ向けて支拂が
内の日から三月経過後に行われるもの
であるとき、當該外國へ向けて支拂が
第一項に規定する外國投資家預金勘定に預け入れられるものである
ところの合意規約、その旨(預金が預
金勘定に預け入れられているもの
に限る。)をなす場合は、最初の貯
蓄の際に知悉された株式

第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する支拂が認められたものとされてゐる当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号〇に掲げる場合における株式の分割若しくは統合又は併合又は取扱い後の株式の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その元本の回収金の外國へ向けた支拂が認められたものとされてゐる当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号〇に掲げる場合における株式の分割若しくは統合又は併合又は取扱い後の株式の取得であるとき、

(送金を保証された株式、持分又は受取資本の元本の回収金等の送
金額の制限)

第十五條の三 外国投資家が、前條
第一項の規定に基き外国へ向けた支拂が認められたものとされる株式又は持分の売却代金の外國へ向けた支拂をする場合において、当該株式又は持分(当該株式又は持分の当該国外投資家による取得が
第一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新設された法人による取得が
分の取扱であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その外國へ向けた支拂が認められたものとされるものとされる当該株式の当該株式の取扱による取得が同項第七号
〇又は第九号に掲げる場合における株式の分割又は併合の際に生じる当該株式の取扱による取得が同項第七号
〇又は第九号に掲げる場合における新株式の發行による新株式の取扱による取得の日(当該株式又は持分の取扱による取得の日)から二年を経過した日の属する年以後に因り当該株式の取扱による取得したものである。外國投資家が取得したもののうち、がその買賣益等を譲渡して譲り受けたときは、政令で定める日)から二年を経過した日の属する年以後に因り当該株式の取扱による取得の日(当該株式又は持分の取扱による取得の日)から二年を経過した日の属する年以後に因り当該株式の取扱による取得したものである。

額が、その外国へ向けた支拂が認
められたもの。これらの株式又は持
分で当該外国投資家がその二年を
経過した日において所有してい
るもの(以下「の項」において「持
能株式等」という)の株数の総数
又は持分に係る出資の価額の総額
と、当該の持分について「は」出
資の口数の総数)の百分の二十に
相当する株式又は出資の価額(有
限会社の持分については、出資の
口数)の送金可能株式等の売却代
金の合計額をすることとなるとき
は、そのこえる金額に相当する
売却代金については、前條第一項
の規定は適用しない。
2 外国投資家が、前條第一項の規
定に基き外国へ向けた支拂が認め
られたものとされる受益証券の元
本の回収金で、その支拂期日の属
する年以後の各年におけるその支
拂期日又はその日の応当日から一
年間の各期間において外国へ向け
た支拂をすることができるもの
は、その外国へ向けた支拂が認め
られたものとされる受益証券の元
本の回収金のうち、その金額の百
分の二十の金額以下の金額に相当
するものに限るものとし、当該百
分の二十の金額をこえる金額に相
当する元本の回収金にについては、
前條第一項の規定は、適用しな
い。

第一項の規定は同一法人の登
行する株式又は同一法への持分の
売却代金ことに、前項の規定は、
同一法人の発行する株式又は同一
法人の持分についての残余財産の
分配金等こと。それ各自別に
適用する。

(確認を受けて技術援助の対価等
の没収の保証)

第十五條の四 外国投資家が、六十
三條の三の規定により同様に規定す
る対価等又は請求権について確
認を受けたときは、当該外国投資
家について、外国為替及び外債管
理法第二十七條の規定によ
り、当該対価等若しくは当該請求
権に係る同様に規定する対価等又
はこれらとのもので第九條の二第一
項に規定する外債投資専門会員
に預け入れられたものにつき生じ
る利子の外債へ向けた支拂が認め
られたものとする。但し、第十四條
の規定により外資委員会が条件
を附した場合には、当該条件
に従わなければならぬ。

第四款中第十七條の次に「新規用語」
十七七条第一「外債投資専門会員(居組を除く)に依存さ
れる所有する株式につき生じる利息の額にかかる
新規が割り当てられたとき」の下に「当該
新規の引受け権を他の人に譲渡しないこと」
を加える。

2 会社の取扱がなければ会社その他の第三者に譲
りして対抗することができない。

第二十四條中「契約の締結」を
しくは「更新しし」技術援助契約を締
結し、若しくは当該契約の更新その
他当該契約の條項の変更をし」に改
め、「持分」の下に「受託証券」と
加え、同條に次の「一項」を加える。

2 外資委員会は、一法律の施行
を確保するため必要があると認めた

るときは、左に掲げるもののに開示し、外田投資家又はその相手方との他の利害関係人から報告を求めることがである。

一 この法律の規定による認可を受けた締結し、又は更新その他契約の條項の変更をした技術援助契約

二 この法律の規定による認可を受けた取得した株式、持分、受益証券、社債又は貸付金債権

三 この法律の規定による届出をした株式又は持分

四 この法律の規定による指定を受けた持分、受益証券、社債又は貸付金債権

五 この法律の規定による確認を受けた第十三條の三に規定する被監査等及び請求権

六 この法律の規定により附した條件の履行状況

七 この法律の規定により開設した外国投貯家預金勘定

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 外国投貯家がこの法律施行前に認可を受けた技術援助契約又は株式、持分、社債若しくは貸付金債権（以下「株式等」という。及び外田投資家がこの法律施行前に改正前の法規則第四項の規定による認可を受けた技術援助契約又は株式、持分、社債若しくは貸付金債権）は、改訂の條項の変更又は取得について改訂前の外資に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定による

第十五條第一項又は同法附則第四項の規定に基き外田券及び外田貿易管理法第二十七條の規定により外國へ向けた支拂が認められたものとされているものについては、この法律施行後は、改正後の外貨に関する法律以下改正後の法一という。第十五條又は第十五條の二の規定に基き外國名譽及び外國貿易管理法第二十七條の規定により外國へ向けた支拂が認められたものとする。但し、配当金については、当該株式若しくは持分がこの法律施行前に当該外国投資家により取得されたものであるとき、又は当該株式若しくは持分が当該外国投資家による取得が改正後の法第十一條第三項各号に掲げる場合における取得に該当しないときに限る。

資家が、この法律施行前にその取
得した技術援助の対価又は株式等
の果实若しくは元本の償還金の諸

求権に係る当該対価、果実又は元本の償還金のうち、前項の規定の適用により外因へ向けた支拂が認

められたものとされている対価、
果実又は元本の償還金以外のもの
を外国へ向けた支拂により受領す

よるとする場合においては、左の表の各項に掲げる條項の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句

句と読み替えて、当該株項を適用する。

る言語であることは、設当株式の額がその面積(面積が面積として二回以上なされた場合は、員資のために充却された株式の額の最も少く員資)のために充却された株式の数以下の数である場合に限り、その員資(員資が通算して二回以上なされ

第十五章

第十五條 当該株式又は持分（当該株式又は持分の二第二の当該外因投資家による取得が第十二項第一号（第三項第四号に掲げる場合における

外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日

第十五條 の三第一

〔第三項第四号に掲げる場合における

卷之三

に蒙るゝと大抵は、運河の開通である場合に因り、
そのは運河開通の通航して、河川は上なされた場合
は、最初の日がの間に完結しなんが承認
當該株式又は持分（三該株式又は持分
のうち持分）の額の二割（二割又は一割十
分の五）を超過する外貨に關する法律の一
部を改正する法律

の株式又は持分の取得であるときは、
合併に因り消滅した法人の株式又は持
分、その元本の回収金の外圍に向けた
支拂が認められたものとされている当
該株式の該当国外投資家による取得が
同項第七号〇又は九号〇に掲げる場合における株
式の分割又は併合〇の際の分割又は併
合〇又は九号〇の取扱いは、そ
の後^{（又は）}の株式の取得であるときは、そ
の株式についての被分割株式又は併合^{（若しくは）}
株式〇又は重複株式、その他の同様の
合株式〇以下この号において同じ^{（又は）}の
当該外国投資家による取得のものとされて
いる。三該株式の譲り受けた者が該株式^{（若しくは）}
株式又は部分が相続され遺贈又は合併に
由る行方不明者による該株式^{（若しくは）}
因り、該株式が取扱したもので、
ある場合は、改名^{（若しくは）}のため^{（若しくは）}、
甚^{（若しくは）}は元本の回収金の外圍に向けた
支拂が認証して前以上なされた場合は、^{（若しくは）}、
元本の回収金の外圍に向けたものとされる。

「改正する法律」とは、この法律をいろいろ

外国投資家は、この法律施行前に改正前の法第十一條第一項の規定による認可を受けてこの法律施行後取得した株式又は持分で、その配当金が附則第二項の規定の適用により外国へ向けた支拂が認められたものとされていてるものうち、当該株式又は持分の当該外国

投資家による取得が改正後の法第十一條第三項各号に掲げる場合における取扱いに該当しないものの元本の回収金を外國へ向けた支拂いより差額しようとするときは、外資委員会規則で定めるところにより、この法律施行の日から三月以内に申請して、当該株式又は持分

6 5 前項の規定による外資委員会の指定を受け
ることができる。
指定は、改正後の法第十三條の二
の規定による指定とみなす。
前項の規定の適用がある場合に
おける改正後の法第五十條の二第一
項の規定の適用については、同

備考

の質問)の廢に充當された株式

昭和二十七年六月十九日　衆議院会場
べきであることを主張されて、修正案、原案ともに賛成する旨を述べられ、次いで日本共産党的竹村良一君は、農地改革は農民解放の旗じるしを掲げておつても、実質的には何ら農民の地位の改善に役立つておらない。基本的な認識に基き、修正案並びに原案に対して反対をせられたのであります。最後に、日本社会党第二十三選室の足利龍君は、本法案は地主制度復元、富農擁護、在村地主の温存、土地上げの謀脱、農委員会の瓦動化等八項目にわたらず不満とすべき余地があり、すみやかに第三次農地改革を断行すべきであるという條件を付して修正案並びに原案に賛成する旨の意見が開陳されたのであります。

討論終結の後、採決いたしましたところ、修正案、修正部分を除く農地法原案並びに農地法施行法案はいずれも多数をもつて可決すべきものと決しました。

次第であります。

以上をもつて御報告を終ることといたします。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告がござります。順次これを許します。竹村良一君

奈良一君

(竹村良一君登壇)

○竹村良一君 私は、日本共産党を代表し、たゞいま提出されました兩法案並びに修正案に対し、日本民族尊重の見地から断固反対するものであります。

そもそも戦後のいわゆる農地改革は、米日の反動主義者によつて、農地問題を民主的に解決しようとする勧告農民の闘争を壊滅させ、帝国主義者の抑圧に対する闘争を分裂させ、帝國主義によることによつて日本の民族支配を行おうとする立場からなされた

銀第五十号 農地法案外一件

のである。従つて、この改革、地主の土地所有を根絶せないばかりか、かえつて逆に過存し、官威を強化、地主の債務奴隸を維持して、働く農民の独占資本への従属性を増大せしめたに過ぎないのである。農村の現状には、このことをより雄弁に物語っている。ほどんど日常茶飯事と化した農家の人身売買、耕作放棄の激増、商業手形の利用者、青田充り、農村次第も男の失業者の増大、肥料を買いたくて貰えないところの農民、そのために悲鳴をあげる肥料業者、あるいは再耕闢も塊石に水の農業協同組合、入村競争が成り立たずして、年々3割は農業を放棄するところの開拓者、アメリカ軍によつて土地をとられ、彈雨のもとに身を挺して取入れる農民等々を教えれば無限にあります。この一つにつに四千万庶民の血の苦しみが含まれてゐるのであります。これが農地改革の実態である。

この悲惨な農地改革の本質をぼくは、あだかもアメリカ占領軍が農民に恩恵を與えたものであるかのごとく伝ふこれ努めるため、旧農地法の目的は、およそ本心とはらばらの、農地法にいたつては、この農村民主化の民主的傾向の推進をはかる云々とうたう文句が挿入されてゐたのであります。ところが、今回提出された農地法にいたつては、この農村民主化の文句すらその條文から抹殺して、從来抜きぬいた衣を脱ぎ捨てている。このこそ、一般的反動攻勢の波に乗つたのです。そこで、今回提出された農地法が一体何を意図しているか、きめて明白に表明しているのであります。

法案の内容を検討いたしますと、所にこの反動化が見られる。たゞ

ば、零細農民に対する露骨な圧迫の例として第三條をあげることができる。
すなわち、この條文によれば、北海道で二町歩、内地で三反歩未満の農家は、新たに土地を拡張することを許可しないとするのであります。六百万農家のうち、四分の一に当る約百五十万の三反百姓は、この條文によつて、既に地拡大の希望を全く失つてゐるのであります。しかも、逆に、國家権力による土地取上げは許可を必要としないとあり、これで、アメリカ軍の基地や、演習地等は遠慮なく取上げられ、その上、八百万町歩に及ぶところの開墾可能地はまつたく放任し、山林等は一切地主的の土地位所有にけだねて、いるのであります。しかも開墾可能地としてすでに買収済みの土地も、開拓民の生活難から開墾できなかつたものは旧地主に返還して、一方開拓者講会を設けて、開拓を実質的に停止せしめて、いるのであります。なお、保守勢力を集めた農業委員会をバックに、地主の土地取上げを可能にするよう、あいまいな條項を多く採用して、地主復活をはかつて、いるのであります。その他、土地価格、小作料、入会権等、すべて地主を擁護し、小作人を圧迫し、貧しい農民は耕作放棄を余儀なくするよろに仕向けて、いる。

的ななりかへも掃して、農民の生活水準を向上することにある。従つて、耕作地の問題だけではなく、山林地帯、荒地、灌漑その他の農業施設、農産物の価格、税金等も農地改革の内容に含まれる。農民によってつくつて久くことのできない山林地帯は、農民たちの間に分配することが必要だ。これらの耕作することができる地帯は畑にかかる。草刈りや放牧ができる地域では、土地改良の仕事が必要である。植林は農民自身の手で行い、また新しい海防施設の建設は、農民組織の共同の力で行なされなければならないのであります。農業生産の大発展と、その基礎の上に立つ農民の生活水準の向上、これこそ眞の土地改良であり、日本民族の発展を約束する土地改革である。今、日本の農業にとって必要なのは、この眞の土地改革を断行する実力ある政府である。それは、労働者と農民を基礎とし、売国収を除く全国民の統一によって、いかなる権力の圧制と弾圧をも排除することによって、必ずやかちとされるものである。(拍手)

かつて明治革新によつて、農民は土地を與えられたものと信じてゐた。だが、農民には與えられなかつた。かくして、地租改正反対の農民暴動が全国各地に勃発したのである。たとえば三重県松阪に起つたものは、明治九年十二月十七日、一万余の農民が豊原村に集まり、示威運動を行ひ、翌十八日には、三井等の富豪もたき出しを行つて百姓の「きげん」をとつたが、彼等は三井のむすびを地に投げ捨て、かえつてこれを燃打ちした。このときの火災で焼失した民家は九十二戸を数え、このため松阪町から苦情が出て、以来三井は松阪から放逐されたのである。

一方、宇治山田方面では、氣勢を上げた農民軍は、伊豫神宮祭の氣氛を見せ、二十日前十時には、三重郡大矢知村にある監獄に迫つた。午前十一時頃になると、農民軍は城門をあけて監獄に肉薄し、わらに火をつけて投げ込み、これを全焼させんとした。獄吏は、かくてはいたし方など、一時解放するに至り、「め／＼いぢ／＼こなりとも逃げ延びよ」と囚人たちを解放した。囚人たちのうち若干は農民軍に混入し、囚人中より指揮者数名を出した云々と、当時の記録は残しておるのである。

徳川時代の農奴ながらに搾取と屈辱を受けた農民は、百姓一揆から、あの大正、昭和の小作争議へと、農民闘争の歴史を、彼らの血でつづつたのであります。明治に解放されなかつた農民は、今また再び、今回の農地改革によつてつかされたものが幻にすぎないことはつきり知つた。かくて、農民は、今こそ真の農民解放、すなはち

革命的土地改革の実現を要求してい
る……。

○翻譯長(岩本信行君) 竹村君に申します。申合せの時間が参りましたから簡潔に願います。

○竹村奈喜一著(続) マツカーサー中
地改革によつて得たものが、娘の身代
りと、息子の予備隊志願にはかならぬ
いことを知つた農民、税金と權益供出
と低米価格によつて、貧困と抑圧以外
の何ものも約束されなかつた農民、一
千年來常に下積みにされ、進歩と發展
から貶残されて来た農民は、今こそ國
辱の歴史を一掃し、眞の解放と發展と
を目指して、断固たる行動に立ち上り

つである。
彼らの要求は、寄生地主、皇室及び
大土地所有者の土地を没収して、無償で
わけ與ふよと、うることであります。
これを実力をもつて実現する民族解放
民主政府の樹立である。この要求を

つて立ち上つた庶民の力は、いかなる暴力政権といえども絶対にはばむことはできない。

日本共産党は、この農民の革命的士地改革の要求に対し、この実現に向つて、民族解放・民主統一戦線の強化と発展をはかるがゆえに、この農民的士地改革を実現し、税金の「まかし税」を

○吉川久衛君 私は、ただいま上種されておりまます農地法案及び農地法施行法案の二案について、改進党を代表して賛成するものであります。農地法案については、各派共同で修正案が提出されました。この新農地法に対し、断固反対するものであります。(拍手)

出された趣旨にからみまして、政府に要望事項を付言しておるものであります。(拍手)
農地改革は、わが國で最後に行われた一大改新の一つであつて、その主目標は農村の民主化であり、農業生産力の増強であります。数世紀にわたるわが國農村の封建制を打破して租税を一掃することなくしては、農村の民主化は不可能であることは申すまでもないのです。わが國の農地改革は、この農村の民主化のためには相当の成果を収め得たものと考えられるのであるが、今回独立が回復するや、各方面にいわゆる復古調というか、民主化の逆コースが現われ、農地改革の面にも同様な傾向を見るに至つたかの如があるのです。すなわち、現行法においては、農村の民主的傾向を促進することを明確にうたつてゐるのに對して、本法案にはそれが削除されてしまう。また條項の中にも、民主的村づくりの基本である農業委員会の存在を無視したような箇所は、第四條、第五條、第二十條等に散見するのである。これらのことは、農地改革の成果を逆転せしめるおそれあるものとして、十分な警戒をしなければならないのであります。民主化に逆行するおそれありとして、修正案を各派こそつて提出せられるに至つた事態をもつて見ても、それを証明するに十分であります。

農地改革に関しては、地主の中にはある一部の行き過ぎのために、泣いても泣き切れない犠牲をいられた者もあつたと思います。しかし、日本の改新的ために、忍ぶべからざるところを忍んで改革に協力した。その犠牲を無視してはならないと思うので

あります。彼らは、當時のできごとを恨んでいた。ただ、公明に、顧調に日本の民主化が行われ、新しい国家に生まれかわることをむしろ期待すべきであり、期待しているのであります。このとき、この愛国的人々の期待を裏切つてはならない。

政府原案の各所に、この民主化逆行の傾向の認められることは、本制度運営にあたつて特に留意しなければならない点であります。(拍手)すなわち、フランス革命における農地解放の歴史再びここに踏み出さないことをあらわす。農地改革の成果も、その後の対策を誤り、法の運用を誤ることによつて、民族の混乱と、むだと、同胞間の嫉妬対立のほか何ものも得られないことを、歴史はわれ／＼に物語つけてゐているのであります。すなわち、農村の民主化を目指しながらも、まったく逆の効果となることをわれ／＼はおそれるのであります。

本法制定の精神は、自作農創設特別措置法、農地調整法等の統合整備であつても、これら現行諸法の立法当時の精神は、あくまでも懸念されなければ、今まで魂入れどこのものではないのであります。せつかう軌道に乗りかかつた農村民主化的明るい光明は、まったく逆の形になつてしまつことをわれ／＼はおそれるのである。農業生産力に國家再建の重点を置かねばならぬわが国の前途に大きな支障を來すものであると思ふものであります。

その農業生産力の増強の問題であるが、法案第一條には、耕作者の権利を保護し云々とあるが、開拓者に対する米軍や予備隊の用地接収に関する今日までの政府のなされた冒頭明は、はなば

だ不明確かつ不十分なもので、血とよぶらの結晶で切り開いて来た開拓農家の不安は、今や絶望におののいているのであります。土地の農業上の利用關係を調整するといつて、過小農家を無視しているかのことを疑いたくなる。そこもまた懸念を有するところである。

これを握りつぶさんとしているが、とてもさることなどあります。これぞ、政府與党たる自由党が農村に協力的な精神を持つて、いと雪えるでありますようか。(拍手)政府與党は、かくのことで態度をすみやかに改めることなくして、いかなる法律制度を策定するとも、農民の地位は安定されず、農業生産力は増強しないのです。

りまするが、しかしながら、この法律は非常に幅が広いのであります。この法律の運営いかんということが、この法律の精神を生かし、あるいは法律の精神を滅ぼしたるものであります。大きな点につきましては、竹村君めるいは吉川君が申し上げましたから、私は、以下、今後この法案運営上重要な事項を数点にわたつて申し上げまして、社会的見解を披瀝いたしたいと思つものであります。

第一に大きな問題として、御承知通り、本法案は、自作農を離脱すると申しておりますが、この法律におきましては、自作農の幅が非常に広いのであります。三反歩の農家から三町歩の農家をもつて、一応自作農の農家といつておるのである。ここで、この法律をどういう点に力を入れて運営するかといふことによりまして、非常に大きな結果が生じて來るのであります。つまり、二町歩あるいは三町歩の農家を今後大いに育成しようという考え方におきましては、非常に相違が生じてゐるのであります。大きな三町歩の農家を保護し、そらして一町歩以下の農家を阻止するというところの富農政策をとりますと、富農、貧農の対立が起きたことになりますのであります。社会

と自作農の維持を考えておるけれども、中心としましては、村の平均地を作成別を維持しておるところの、これらの農民に対しても重点を置いて運営をするべきものである。かよくなる寒害的見地に立ちまして自作農の維持を考えて行くものであります。(拍手)

第二番目に、この法律におましましては、今後農民がどういう点から農地をなくすであろうかと、こういふつながり足りないのであります。農民は、ただいま申しました通り、農地の解放は受けたが、その解放を受けた土地を次第になくなつるのであります。

班田その他いろいろな農地制度の改革はありました。その効果はなかなか維持できない。われくは、今後の維持ができない。これが農地をなくすという点は、あるいは抵当権の実行、あるいは競売、つまり借金のかた等によつて、そうして農地の価格について何らの制約がない、これが農地をなくす農民が農地を大になくすのではないかどうかと考えるのであります。そこで、この法律を適用いたす上におきまして、あるいはこの法律におきまして、抵当権の設定の禁止、あるいは許可の項をつけるとか、あるいは任意競売制を禁止するとか、借金のかたによつて農民が土地を失う、こういう場面をなくす必要があるのではないか。われくがこの点を法律の修正に入れなかつたのは、最高裁判所において最近の競売の結果を聞き

ますと、農地の競売は一箇年二、三百件足らずであるといふようなことがありまするから、今後さうな欠陥が現われたときにおきましては、社会党は、抵当権の設定、任賃競売を禁止いたしまして、農民の土地を守るという用意を持つておるものであります。

(拍手)

それから共産党は、三反歩以下の農民に土地をとらせる機会がない、これははなはだよろしくないというのあります。が、社会党は、これに対しまして非常に見解が相違するのであります。御承知の通り、今後土地を持たない者が農民となるときにおきましては、どういう人が土地を買つかと申しますると、飯米を確保せんとするところの、都市の資力のある人が、資力にあかじて土地を買うのであります。現在の土地価格におきましては、過小農家はなか／＼土地を買えないといふのが実情である。こういふ点を考えてみると、この三反歩以下の農民に土地を與える機会というものをいかにするかということは、輕々に判断ができないことでありまして、政令等におきまして十分この対策を講じ、これらの、ほんとに必要とする農民に土地が獲得され、都市におけるところの力のある人々が、米の値が食べたいからといって土地を取得することができないようになればいかぬ。さうな点に、おきまして、われ／＼としましては、

この運営につきましては、今後最大の関心を持つて行きたいと思つておるのであります。次に利用関係の調整であります。日本におきましては、まだ自由党の農地改革の不徹底のために、六十万町町役場の農地が残つておるのであります。これは実にうるさい農地であります。吉川君もただいま言われましたが、地主は、あるいは五反か六反つくつておる。どうしても小作地の四、五反がほしいというところの小作地であります。また、これを借りておるところの小作農民は、これはまた五、六反の農地であります。それとしまして、そのうち二反ないし三反借りておる。これを持りたいといふ地主も、非常に土地に対する執着力がある。これをつくつておる小作農民でも、これをとられては農業経営ができない、というのが実態であります。これをどう運営調整いたして行くか。これは、共産党であろうと、自由党であろうと、あるいは改進党であろうと、またわれ／＼社会党であるうと、非常に悩む問題であります。何人も簡単に解決のできない大きな問題であります。これに対しまして、まずこの法案を耕作者を中心としてその地位を保つよう運営する。そのためには、この実際の衝に当るところの小作があることは既に調査委員、これらにおきまして、十分その人を得なければならぬのであります。われくは、最初最初

所の調停の担当者等と委員会に呼び出して、それらの点について十分の位置をとるよう申しておいたのであります。また農林省に対しても、後のその運営につきまして、十分に用心を拂わなければ不測の災禍がここに生ずることを予言してはばからざるものであります。

次に、この法案の一番大きな欠陥として、御承知の通り、農地調整法第二條には、農地が余つた病人あるいは他の者によつて土地が余つた人々の土地を簡單に利用せしむる簡易小作制度があつたのであります。が、今度の法案は、それを抜いておるのであります。〔修正案全体〕あちらこちらを拾うと、そういう趣旨が幾つておるゝ政府は皆つておりまするが、この重々なる点を闇知りだしておるのであります。今後、小作地は、本来の意味における賃貸借が新しく発生しようとも、われ／＼は考えません。おそらく、今後新しい賃貸借は発生しなかつと想う。そこで、少い土地でつらくなれければならない、これらの人々に対するところの処置、簡易小作制度……。

○鶴見良（岩本信行君） 石井君に申し上げます。時間が參りましたから結論を願います。

○石井謙九（岩本信行君） これにつきまして、十分なる態度をとらなければならぬ。われ／＼としましては、この点を十分の考慮に入れて斟酌すべきを願います。

委員会の活用等をかりたいと考えておるわけであります。

なほ、政府の志願の点は、例の採草牧野地の利用権設定、これにつきまして、法案を農地調整法時代からつくりましたが、ほとんどこれを実施いたしておらないのであります。有名無実でありまするが、採草牧野地に対する利用権の設定は、今後農村の堆肥増産上緊急の問題でありまして、大いにこれを宣伝して、利用をしなければならないわれくは、山林開放を叫ぶ立場よりしまして、この法律の十分なる運営を考へておるわけであります。

最後に申し上げたいことは、國に対する買取り請求権でありまするが、農林省は、担保権を設定して、土地を農林省が買上げる八億円の費用とし

うな問題を言つておりますが、農民が士地を離さなければならぬことは、どういう場合からできるかといふと、御承認の通り、相続税が高いこと、ある

いは資産再評価税の高いこと、あるいは課税所得税が高いことによつて生ずる。つまり、農地を政府が買上げて金融措置をするよりは、これら

の農民に加重される三重圧迫法、重圧を加える税法の改正が一番重大であるとして、われくとしましては、各

今後政府は、土地を買上げて金融をす

るより、そういう税制における農民負

担の軽減を根本方針から考へることが重要であるとして、われく社会党はこれを強く強調いたすものであります。

以上、要點を述べたのでありまする

が、最後に申し上げたいことは、この法律は、われくあるいは改進党、第一三三投票も賛成いたすことなく、自由黨の提案しましたる法律としまして

ます。

（拍手）

○副議長（岩本信行君） 足鹿脇君。

（足鹿脇君登壇）

○足鹿脇君 ただいま上程されておりまする農地法案並びに同法施行法案に對し、日本社会党第二十三投票は、総

より、党派を超えて、率先して賛成をいたすものであります。しかしながら、この法案の欠陥として、第八十條

で、解放されたる山林等も、この不適

地は、またもとの山林の所有者にどう

すといふような傾向の法律ができてお

ります。また自由党としましては、

五日限り失効いたしますので、新た

な立法措置のない限り、土地台帳法が

もはや実現されないことを

です。

（拍手）

<p

官報(号外)

昭和二十七年六月十九日 衆議院会議録
第三点は、本法では、本法施行前の在耕地主所有の一町歩以上的小作地は政府の買収対象としていないのであります。が、これは明らかに地主に対する土地所有の温存をはからんとするものと言わなければなりません。農地法案の施行の前後にかかわらず、制限と規定を越える一切の小作地に対しては強制凍結の措置を講すべきものであることを主張いたしたいであります。

第四に重要な点は、本法案の二十條におきまして、地主に耕作能力があり、小作人は農地を取上げられても生活に困らない場合には、地主の土地取上げを認めるがこととき表現になつておられます。が、小作地の地主への返還規定はこれを削除するとともに、さらに、いかなる理由によるにもかかわらず、地主の小作地取上げは許さないといたる厳重な措置を講すべきであるうと存するのであります。

第五点は、買収される土地の農業用施設は、市町村農業委員会の認定によつて買収、非買収を決定することとしておりますが、農業委員会の認定が常に適切であるという保障はありません。また農業用施設の妥当ならざる温存は、土地支配のよりどころを残すことある場合に買収を行うこととすべきであり、なお買入れ申入れの期限は制限

すべきではないことを主張するものであります。

第六点は、國が管理する買收済みの土地、立木、工作物または権利について、第八十條第二項は、貢牧前の所有者に充り拂つべき場合あることを規定してありますけれども、この措置は旧地主の復位を認めるものでありますから、当然該項は全面的に削除するところが妥当であると存じます。もし、どうしても断續がえがむを得ない場合がありますならば、民有地同地とするが、あるいは開拓農協または農業協同組合の管理とするがとき指圖を講すべきものと考えるのであります。

第七点は、土地收用法は農地法に優先して適用される關係にありますから、土地の所有、利用を保障するため、際に對する保護規定を明らかにして、土地收用法の発動を制限する措置を講すべきであらうと存じます。

第八点といたしまして、一括して指摘いたしたい事項は、開拓審議会には開拓民代表を委員として入れること、第八十三條は現行法通りとするが妥當であること、第十二條の対価については最高価額をもさるべきこと、小作契約文書化をもし地主が拒んだ場合の罰則規定を設けること、薪炭林などの利用權を拡充し、明文化すること等が大体指摘し得られると存じます。

以上、私は重要な事項をあげました

す、詳細にわたつて検討いたしました。場合には、いまだ相当の問題点があることが、これは省略いたします。これを要するに、本法案は、中農あるいは高農層の培養に重点が置かれておりまして、その精神が本法案の全般を支配しつつありますため、本細過誤が本法案に期待を持つことはきわめて少いといわなければなりません。本法案のうつたてる農地改革の原則難問などということは、地主的自作農がねらっている地主的土地所有への逆転のくじびとなるのは、はなはだ疑問と申さなければなりません。何ゆえなれば、最近における農村状況は、零細農はいよいよ貧農化し、次々と農地の手放しも余儀なくする悲惨な事態に直面しつつあります。この傾向に拍車を加える厚生的、社会的諸条件がますます農村を支配しつつあるのであります。從つてかかる現状において、きわめて中務的な本法案が、はたしてどれだけの力を發揮し得るかは自明であり、多くを期待し得ないではないかと考えらるるのであります。

正當所につきましても發意を表する
第あります。(拍手)
○副議長(若本信行君) これにて討
は終いたしました。
兩案を一括して採決いたします。
程第二の委員長の報告は修正であります
して、日程第三の委員長の報告は可
であります。兩案を委員長の報告の
り決するに該成の諸君の起立を求め
ます。
(賛成者起立)
○副議長(若本信行君) 起立多數。
つて兩案とも委員長報告の通り決し
ました。

第五條第一項中第五号及び第六号を削り、同條第二項に次の二号を加える。
三、航空法(昭和二十七年法律第百二十七号)第百二十七條但書
許可を受けて本邦内の各地間
航空の用に供される航空機の
運送局
第五條に次の二項を加える。
3. 左の各号の一に該当する者は、無線局の免許を與えないこ
とができる。
一、この法律又は放送法(昭和
十五年法律第三十二号)に定
める罪を犯し罰金以上の刑
処せられ、その執行を終り、
はその執行を受けたことがな
なつた日から二年を経過しな
き者
二、無線局の免許の取消を受け
た者の取消の日から二年を経過
しない者
第六條第三項中「船舶無線電信
(船舶の無線局であつて、無線電信
より無線通信を行ふもの)」及び
無線電信局(船舶の無線局であ
り、無線電話により無線通信を行
ふもの)を「以下同じ」と、「船
の無線局を」以下同じ」に
する者は、第一項の事項に同
じく、以下同じの免許を受けよ
う。

第一百二十二条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加え

二、第七十條の二第一項の規定に違反した者

「第一百三十三条第二号中「第六十四條第一項」の下に「第七十條の六において運用する場合を含む。」を加える。

附 則

1. この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十三條第三項、第三十三條の二から第三十六條まで、第三十七條（船舶安全法第二條の規定に基く命令により船舶に備えなければならない救命艇運用携帯無線電信に係る部分に限る。）、第六十三條、第六十五條及び第九十九條の十一第一号の改正規定は、昭和二十七年十一月十九日から施行する。

2. この法律の施行の際現に聽守員者については、その免許の有効期間内は、第四十條の改正規定にかかるらず、なま従前の例による。

電波法の一部を改正する法律案に対する修正案

電波法の一部を改正する法律案に對する修正案

電波法の一部を改正する法律案の一部を次のよきに修正する。

第四十條の表の第二級無線通信士の項の下欄の改正規定中「国内通信のための無線設備の通信操作」を

「国内通信のための無線設備の通信操作」に改める。

電波法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

東は東経七十五度、西は東経百十度、南は北緯二十二度、北は北緯六十三度の線によって囲まれた区域内における国際通信のための船舶局の無線設備の通信操作」に改める。

第六十五條第一項の改正規定中「第一種局及び第二種局」を「第一種局、第二種局及び国際航海に從事する旅客船の第二種局」に、同様新第二項中「海岸局、第二種局及び第三種局甲」を「海岸局、第二種局乙（国際航海に從事する旅客船のものを除く）及び第三種局甲」に改める。

第一百三十三条第二号の改正規定の次に次のように加える。

附則第九項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

附則第二項の次に次の二項を加える。

3. 第六十五條の改正規定施行の際に現に免許を受けている第二種局甲及び国際航海に從事する旅客船のない時間は、同條第一項の規定にかかるらず、昭和二十九年十一月十八日までは、その運用義務時間に

電波法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

「福永一臣君登場」

○福永一臣君　ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案に

関しまして、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本法律案は内閣提出にかかるものであります。

この提案の理由は、政府の説明によれば、主として国際民間航

空條約並びに海上における人命の安全

のための一九四八年の国際條約の二つ

に基いて、国内法側による電波法の一部

を整備する必要を生じたことに存する

のであります。これを少しく敷衍して

申し述べれば、まず、過般平和條約締

結に際し、わが政府は国際民間航空機

約参加申請の意思があることを宣言し

たほか、平和條約第十三條に記載して

あるまで同條約の規定並びに同條約

附則書の標準方式及び手続を実施す

ることを規定しておるのであります

て、この規定に基き、航空法の制定と

ともに、電波法中に航空無線局に關する各般の規定を設ける必要を生じて參

ることを規定しておるのであります

たのであります。また、現行電波法

の船舶航行の安全のための無線局に關する規定は、一九二九年の海上におけ

る人の安全のための国際条約の規定

に従つたものであります。この條約

は一九四八年ロンドンにおいて更新

され、わが政府は、平和條約締結の

際にも正式に加入する意思

があることを宣言し、すでにその手続

が進められておるのであります。本

によつて行なうことができるものとした

こと。その五、外国の船舶局または航

空機局に關し、無線局の免許及び無線

機器の運用を適用しないこと

がため政府は本法律案を提出した

と、並びにこれらの局の運用は運輸

省、緊急通信、安全通信、非常通信

及び公衆通信業務を行ふ無線局との間

の通信に限るものとしたことなどであ

ります。

法律案の内容の主要なものをおげれ

ば、その一、無線局の免許の次格事由

の適用除外として、本邦内外

といふのであります。

法律案の内容の主要なものをおげれ

ば、その一、無線局の免許の次格事由

の適用除外として、本邦内外

が進められておるのであります。本によつて行なうことができるものとしたこと。その五、外国の船舶局または航空機局に關し、無線局の免許及び無線機器の運用を適用しないこと

がため政府は本法律案を提出したと、並びにこれらの局の運用は運輸省、緊急通信、安全通信、非常通信及び公衆通信業務を行ふ無線局との間の通信に限るものとしたことなどである

こと。その五、外国の船舶局または航空機局に關し、無線局の免許及び無線機器の運用を適用しないこと

がため政府は本法律案を提出したと、並びにこれらの局の運用は運輸省、緊急通信、安全通信、非常通信及び公衆通信業務を行ふ無線局との間の通信に限るものとしたことなどである

こと。その五、外国の船舶局または航空機局に關し、無線局の免許及び無線機器の運用を適用しないこと

がため政府は本法律案を提出したと、並びにこれらの局の運用は運輸省、緊急通信、安全通信、非常通信及び公衆通信業務を行ふ無線局との間の通信に限るものとしたことなどである

こと。その五、外国の船舶局または航空機局に關し、無線局の免許及び無線機器の運用を適用しないこと

がため政府は本法律案を提出したと、並びにこれらの局の運用は運輸省、緊急通信、安全通信、非常通信及び公衆通信業務を行ふ無線局との間の通信に限るものとしたことなどである

こと。その五、外国の船舶局または航空機局に關し、無線局の免許及び無線機器の運用を適用しないこと

がため政府は本法律案を提出したと、並びにこれらの局の運用は運輸省、緊急通信、安全通信、非常通信及び公衆通信業務を行ふ無線局との間の通信に限るものとしたことなどである

こと。その五、外国の船舶局または航空機局に關し、無線局の免許及び無線機器の運用を適用しないこと

局の運用義務及び陸上義務その他について、航空法典・船舶安全法・関係協約等の規定をめぐり、すこぶる多岐にわたっておりますが、これらの詳細はすべて会議録に譲りたいと存します。かくて、委員会は去る十七日質疑を終了したのであります。が、委員多数の意見として、政府提出原案に若干の修正を加える必要があるとの結論に達し、十七日の委員会席上、自由党、改進党及び日本社会党の各党所屬委員の共同提案として、本法律案に対する修正案が提出され、自由党の橋本登美郎君が趣旨の説明に当られたのであります。

あります。が、既往二年間の実績及び国際電気通信協約の規定に照し、このな過措置を恒久的措置として規定することを妥当と認めまして、修正案は現行附則第九項を削除し、これと同趣旨の規定を本則第四十條に加えようとするものであります。

第二点は聽守義務に関する規定の改正であります。原案の第六十五條においては、第二種局はすべて常時聽守を要することとしているのであります。が、修正案は、海上における人命の安全のための国際規約の規定に照し、同條を修正して、第二種局乙については、国際航海に従事する旅客船に限り常時聽守とし、その他は運用義務時間中の聽守とすることに改めるとともに、第二種局甲及び国際航海に従事する旅客船の第二種局乙の聽守義務時間と、海上における人命の安全のための国際規約の給予規定に一致させるため、附則に一項を加えて、改正法律施行後二年間は適用義務時間中の聽守をもつて足るものと定めようとするものであります。

〔副議長退席、議長着席〕

以上、修正案の御説明を終つたのであります。が、委員会は一昨日討論を行つて、自由党を代表して高塙三郎君、改進党を代表して椎熊三郎君、日本社会党を代表して松井政吉君は、いずれも本法案に対する修正案及び修正部分を除く原案に対する賛成の意見を述べてお

れ、日本共産党を代表して加藤充君は、本法案の修正案及び原案に反対の意見を述べられたのであります。

委員会は引き続き採決に入りました、電波法の一部を改正する法律案に対する修正案、同じく修正部分を除く原案の順序をもつて賛否を話しましたところ、いずれも多数をもつてこれを可決いたしましたのであります、すなわち本法律案は修正議決を見た次第であります。

これをもつて御報告を終ります。

(拍手)

○議長(林譲治君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決する。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(林譲治君) 起立多数。よつて本案は委員長の報告の通り決しました。

第五 國会職員法等の一部を改正する法律案(石田博英君外一名提出)

第六 衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(石田博英君外一名提出)

第七 衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案(石田博英君外一名提出)

○議長(林譲治君) 日程第五、國会職員法等の一部を改正する法律案、日程第六、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

院運営委員中川俊思君。	改正する規程案、日程第七、衆議院法規局監督定員規程の一部を改正する規程案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。認可
国会職員法等の一部を改正する法律案	国会職員法等の一部を改正する法律案
第一條 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のよう	第一條 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のよう
うに改正する。	うに改正する。
第一條を次のよう改める。	第一條を次のよう改める。
第一條 この法律において国会職員とは、左に掲げる者をいふ。	第一條 この法律において国会職員とは、左に掲げる者をいふ。
一 各議院事務局の事務総長、 參事、主事、常任委員会専門委員、常任委員会調査員及び掌 任委員会調査主事	一 各議院事務局の事務総長、 參事、主事、常任委員会専門委員、常任委員会調査員及び掌 任委員会調査主事
二 各議院法規局の法規局長、 參事及び主事	二 各議院法規局の法規局長、 參事及び主事
三 國立国会図書館館長、研 究員、司書、専門調査員、調 査員、參事及び主事	三 國立国会図書館館長、研 究員、司書、専門調査員、調 査員、參事及び主事
四 裁判官彈劾裁判所事務局 （以下「彈劾裁判所事務局」とい う。）及び裁判官訴追委員会事 務局（以下「訴追委員会事務 局」という。）の參事及び主事に 付ける職員以外の職員	四 裁判官彈劾裁判所事務局 （以下「彈劾裁判所事務局」とい う。）及び裁判官訴追委員会事 務局（以下「訴追委員会事務 局」という。）の參事及び主事に 付ける職員以外の職員
第五 各議院事務局、各議院法規 局、國立国会圖書館、彈劾裁 判所事務局及び訴追委員會事 務局の主事補その他各号に 掲げる職員以外の職員	第五 各議院事務局、各議院法規 局、國立国会圖書館、彈劾裁 判所事務局及び訴追委員會事 務局の主事補その他各号に 掲げる職員以外の職員
第二條に次の二号を加える。	第二條に次の二号を加える。
四 前各号に該当する者の外、 國家公務員法（昭和二十一年法 律第二百二十号）の規定によ	四 前各号に該当する者の外、 國家公務員法（昭和二十一年法 律第二百二十号）の規定によ

力官職に就く能力を有しない者
第三條中「彈劾裁判所」を「彈劾裁判所事務局」に、「訴追委員会」を「訴追委員会事務局」に、同條第三号中「前各号の二」を「前号」に改め、同條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。
第四條中「彈劾裁判所」を「彈劾裁判所事務局」に、「訴追委員会」を「訴追委員会事務局」に、「訴追委員会事務局」に、「訴追委員会」を「訴追委員会事務局」に、「前各号の二」を「前号」に改め、同條中第一号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。
第五條第一号中「又は國立国会図書館の調査員の職」を「國立国会図書館の調査員若しくは參事又は彈劾裁判所事務局若しくは訴追委員会事務局の參事の職」に改め、同條第二号及び第三号を次のように改める。
一、二十年以上、前号に掲げる職と同等以上と認められる國家公務員の職に在つて、行政又は司法の各部門の専門の業務に従事した者に從事した者
三、國会職員若しくは委員会において前各号の一に掲げる者と同等以上の資格を有する定めた者
第五條の二中「若しくは局の次長」を、「部長若しくは局の次長」に、「彈劾裁判所若しくは訴追委員会」を「彈劾裁判所事務局若しくは訴追委員会事務局」に改め、同條第二号及び第三号を次のように改める。

の下に「国会職員法(昭和二十二年法律第六十五号)」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一條中「国会職員法第二十六條の改正規定は、昭和二十七年一月一日から適用する。」

2 この法律施行の際、現に国会に勤務する職員で、従前の国会職員法第一條に規定する国会職員以外の者は、同一の勤務條件をもつて改正後の同法第一條第五号に掲げる各相当の国会職員となるものとする。

3 改正後の国会職員法第十三條第四項の規定は、この法律施行の際に休職令命せられてる国会職員に対して適用する。

衆議院職員法等の一部を改正する法律(石田博英君外一名提出)「最終号の附録に掲載」

国会職員法等の一部を提出に因る報告書

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(石田博英君外一名提出)「最終号の附録に掲載」

中「百六十人」を「百六十六人」に、「四百二十人」を「四百三十人」に改める。

第二條中「臨時管轄に関する事務

人」に改める。

附 則

第一條中「臨時管轄に関する事務

に從事させたま、委員会二人及び主事専任七人を」と削る。

附 則

この規程は、国会職員法等の一部

を改正する法律(昭和二十七年法律第一号)施行の日から施行する。

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案(石田博英君外一名提出)「最終号の附録に掲載」

○中川俊思君(署名)

こと、第八に、職員の能率増進計画に關し新たに規定を設けることなどとあります。

改正する規程案(石田博英君外一名提出)「最終号の附録に掲載」

○中川俊思君(署名)

第八 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(鈴木善三提出)「最終号の附録に掲載」

○鈴木善三(署名)

三率とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○鈴木善三(署名)

十一條若しくは第八十一条第二項
第三項に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年六月九日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長林謙治郎

水産業協同組合法の一部を改正する法律案に対する修正案

水産大臣は、第一項の認可を

受けた連合会が当該事業を健全に行つてしないと認めるときは、認可を取り消すことができる。

第九十二条の改正規定の大に次のように加える。

(二) 第九十二条の改正規定の大に次のように加える。

第百條第一項中「第十五條まで」の下に「及び第八十七條第二項から第四項まで」を、同項中「第九十七条」との下に「第八十七條第二項中「前項」とあるのは、「第九十七條第一項第三号、第十七條第一項」と、「同項第三号、第十四号、第五号又は第七号」とあるのは、「第九十七條第一項第三号、第十四号又は第五号」とを加える。

(三) 第百二十四條の改正規定の大に次のように加える。

第四号又は第五号」とを加える。

第百二十四條の改正規定の大に次のように加える。

第百三十條第二号中「第八十七條第三項但書」を第八十七條第六項但書に改める。

(四) 附則を次のように改める。

第百三十條第二号中「第八十七條第三項但書」を第八十七條第六項但書に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 全国を地区とする連合会は、前項の規定にかかわらず、同項の次に次の三項を加える。

3 前項を地区とする連合会は、前項の規定にかかわらず、同項の次に次の三項を加える。

4 前項の認可を受けた連合会は、前項の規定にかかわらず、同項の次に次の三項を加える。

5 前項の認可を受けた連合会は、前項の規定にかかわらず、同項の次に次の三項を加える。

6 前項の認可を受けた連合会は、前項の規定にかかわらず、同項の次に次の三項を加える。

7 前項の認可を受けた連合会は、前項の規定にかかわらず、同項の次に次の三項を加える。

8 前項の認可を受けた連合会は、前項の規定にかかわらず、同項の次に次の三項を加える。

9 前項の認可を受けた連合会は、前項の規定にかかわらず、同項の次に次の三項を加える。

10 前項の認可を受けた連合会は、前項の規定にかかわらず、同項の次に次の三項を加える。

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案

て、去る六月九日、当水産公販会に付託されたものであります。翌十日、参議院議員木下雄君より提案理由を聽取し、ただちに質疑に入つたのであります。ます。原案の要旨を御説明いたしました。從來、水産業協同組合連合会は、その地区が都道府県の区域と越えないために改訂せんことを、あるいはまた所員たる組合の算定に当つては、農林漁業組合は、は該固定資産の返済又は未充當のためした借入金(借入期間が一年をこえるものについては、数回にわたりて定期に返済)の実約のあるものに限る)の残額で返済の期限到来していらないものに相当する金額を差し引くことができることにあります。この規則の制限は賛成でありますが、この規則の制限を撤廃した後起るであろう事態等について、その後回にわたつて委員会を開き、慎重に審議をいたしました結果、過去におけるこの種の全国的組織の前例、あるいは既発達途上にある現在の漁業協同組合の実態等からいたしまして、規模の制限を撤廃しはなしで是れ危険がなきにしもあらずとして、この点について修正を加えることに、六月十三日の理事会及び翌十四日の委員会において意見がまとまつたのであります。昨八日委員会を開き、本件の審議を進めるにあたり、松田鐵藏君より大の修正案が提出されましたところ、それも修正案提出者より答弁があり、結局本修正案は暫定的措置として必要であるとの結論を得て原案を越り改訂を省略して、ただちに修正案及び原案について採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に、農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案について御説明申します。

第十回国会において制定された農業組合再建整備法により、組合は再建に必要な物資の供給及び共同利用に關する施設並びに販売等の運営、加工、保管または販

売あるいはは組合より等漁業協同組合に結果について御報告いたします。

まず水産業協同組合法の一部を改正する法律案について御説明申します。

本案は、參議院の議員提出であつて、所員の事業に必要な物資の供給及び共同利用に關する施設並びに販

売には二点あります。第一点は、固定

くなつた日から二年を経過して
いない者

三、登録の申請前二年間に旅行あ
つ旋に申し不正な行為をした者

四、營業に關し成年者と同一の能
力を有しない未成年者でその法
定代理人が前各号の一に該当す
るもの

五、禁治産者若しくは準禁治産者
又は被産者で復権を得ないもの

六、法人であつて、その役員のう
ちに第一号から第三号まで又は
前号の一に該当する者があるも
の

七、一般旅行あつ旋業の登録にあ
つては、申請者又はその使用人
その他の従業者が外国人を対象
とする旅行あつ旋に申し相当の
経験又は能力を有しないもの

運輸大臣は、前項の規定による
登録の拒否をした場合において
は、理由を附して、その旨を申請
者に通知しなければならない。

(營業保証金)

第七條 旅行あつ旋業の登録を受け
た者は、(以下「旅行あつ旋業者」とい
う)は、營業保証金を供託しなけ
ればならない。

2 旅行あつ旋業者は、營業保証金
の供託をしたときは、供託物受入
の記載ある供託書の写を添附し
て、その旨を運輸大臣に届け出な
ければならない。

3 旅行あつ旋業者は、前項の届出
をした後でなければ、その事業を
開始してはならない。

4 運輸大臣は、旅行あつ旋業の登
録をした場合において、登録の告

示をした日から四十日以内に旅行
あつ旋業者が第二項の届出をしな
いときは、当該旅行あつ旋業の登
録を取り消すことができる。

(変更登録の申請)

第八條 旅行あつ旋業者は、第四條
第一項第二号から第五号までに掲
げる事項について変更があつたと
申請しなければならない。

2 第五條及び第六條の規定は、前
項の規定による変更の登録の申請
があつた場合に適用する。

(營業保証金の額等)

第九條 第七條第一項の規定による
營業保証金の額は、一般旅行あつ
旋業の登録を受けた者以上一般
旅行あつ旋業者(といふ)の主た
る營業所につき營業所ごとに五万
円、邦人旅行あつ旋業の登録を受
けた者(以下「邦人旅行あつ旋業
者」という)の主たる營業所につ
き五万円、その他の營業所につ
いては、二十万円をそれぞれこれ
により、国債証券をもつて、こ
れに充てることができる。

2 第七條第一項の規定による營業
保証金は、運輸省令で定めるこ
と

と/or

(營業所新設の場合の營業保証金)

二 特定の者に対する不当な差別

(的取扱をするものであるとき。)

(不正行為の禁止)

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

昭和二十七年六月十九日 東京院会議録第五号 航空法案外二件

- 2 前項の届出をする場合は、供託物受入の記載ある供託書の写及びその營業保証金につき権利を承認した事實を証明する書面を添附しなければならない。

- 3 第一項の届出は、第七條第三項及び第四項の規定の適用については、同様第二項の規定による届出とみなす。

- 4 第一項の場合において、その營業保証金につき、旅行あつ旅業者であつた者の取引によつて生じた債務に關し、次條第一項の権利を有する者があるときは、同條同項の権利の行使については、その債権は、新たに旅行あつ旅業者となつた者との取引によつて生じた債権とみなす。

(營業保証金の還付)

- 第五條 旅行あつ旅業者と旅行あつ旅業者との取引によつて生じた債権によつて生じた債権は、その

- 取引によつて生じた債権を有する。

- 2 前項の権利の実行に関し必要な事項は、省令で定める。

(營業保証金の不足額の供託)

- 第六條 旅行あつ旅業者は、前條第一項に規定する額に不足

- することとなつたときは、省令で定める日から三十日以内に、その不足額を供託しなければならぬ。

- 2 第七條第二項及び第四項並びに

- 第九條第二項及び第三項の規定

は、前項の規定により供託する場合に準用する。この場合において、第七條第四項中「登録の告示をした日から四十日以内」とあ

るのは、「第十八條第一項の省令で定める日から三十日以内」と読み替える。

(登録の取消)

- 第十九條 運輸大臣は、旅行あつ旅業者が左の各号の一に該当するときは、六箇月以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこれに基く处分に違反したとき。

- 二 第六條第一項第二号若しくは第四号から第七号までの間に掲げる者に該当することとなつたとき、又は登録当時第六條第一項各号の一に掲げる者に該当していことが判明したとき。

- 三 不正の手段により第五條の規定による登録を受けたとき。

- 四 第六條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録のまづ消)

- 第二十條 運輸大臣は、第七條第四項(第十條第二項又は第十八條第二項において準用する場合を含む)若しくは前條第一項の規定による登録の取消をしたとき、又は

- 第五條若しくは前條第一項の規定による登録の取消をしたとき、又は

- 第十五條の規定による届出があつたときは、當該旅行あつ旅業の登録をまづ消し、且つ、その旨を告示しなければならない。

(登録手数料)

- 第二十一條 第四條の規定による登録の申請をする者は、千円以下の手数料を納めなければならぬ。

(聴聞)

- 第二十二條 運輸大臣は、第七條第一項(第十條第二項又は第十八條第二項において準用する場合を含む)若しくは前條第一項の規定による登録の取消をしたとき、又は

- 第十五條の規定による届出があつたときは、當該旅行あつ旅業の登録をまづ消し、且つ、その旨を告示しなければならない。

(登録手数料)

- 第二十三條 運輸大臣は、第七條第一項(第十條第二項又は第十八條第二項において準用する場合を含む)若しくは前條第一項の規定による登録の取消をしたとき、又は

- 第十九條第一項に規定する額に不足

- するときは、當該旅行あつ旅業の登録をまづ消し、且つ、その旨を告示しなければならない。

(登録手数料)

- 第二十四條 この法律の規定により運輸に關しても、また同様とする。

人は、供託した營業保証金を取戻すもとすことができる。旅行あつ旅業者が一部の営業所を廃止した場合において、當該保証金の額が第

九條第一項に規定する額をこえることとなつたときにおけるその超過額についても、また同様とする。

(訴訟)

- 2 前項の營業保証金の取りもどしは、当該營業保証金につき第十七條第一項の権利を有する者に対するものである。但し、營業保証金を取戻すことができることができる。

- 3 第六條第一項の規定により運輸に關しても、また同様とする。

(訴訟)

- 第二十五條 この法律の規定により行政庁のした処分に不服のある者は、訴願をすることができる。

(報告)

- 第二十六條 運輸大臣は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、旅行あつ旅業を営む者又はこれらの者の組織する團體に、運輸省令で定める手段に従い、その業務に關し、報告させることができる。

(適用の除外)

- 第二十七條 この法律の規定は、國の行う事業には、適用しない。

(罰則)

- 第二十八條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三條第一項の規定に違反して、一般旅行あつ旅業を営んだ者

- 二 第七條第三項(第十條第二項において準用する場合を含む)の規定に違反してその事業を開始した一般旅行あつ旅業者

- 三 第八條第一項の規定による交換の登録を受けないで新たに設立した営業所若しくは代理店においてその事業を開始した一般旅行あつ旅業者

- 四 第十二條第一項の規定による料金の届出をしてないで料金を收受し、又は届け出た料金をこえて料金を收受した者

- 五 第十二條第二項の規定による命令に違反した者

- 六 第十四條の規定に違反してその名義を他人に經營させた邦人旅行あつ旅業者

て意見を述べ、及び延擱を提出することができる。

(訴訟の委任)

- 第二十九條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

(訴訟)

- 第三十条 第三條第一項の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 七 第十九條第一項の規定による登録の停止の命令に違反した者

- 八 第十二條第二項の規定による命令に違反した者

- 九 第十四條の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 十 第二十條の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 十一 第二十一條の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 十二 第二十二條の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 十三 第二十三條の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 十四 第二十四條の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 十五 第二十五條の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 十六 第二十六條の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 十七 第二十七條の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 十八 第二十八條の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 十九 第二十九條の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

の名義を他人に利用させ、又は旅行あつ旅業を他人に經營させた一般旅行あつ旅業者

た一般旅行あつ旅業者

の名義を五万円以下の罰金に処する。

(訴訟)

- 第三十一条 第三條第一項の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 三十一條 第八條第一項の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 三十二條 第九條第一項の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 三十三條 第十條第一項の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 三十四條 第十一條第一項の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 三十五條 第十二條第一項の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 三十六條 第十三條第一項の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 三十七條 第十四條第一項の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 三十八條 第十五條第一項の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 三十九條 第十六條第一項の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 四十條 第十七條第一項の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 四十一條 第十八條第一項の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 四十二條 第十九條第一項の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 四十三條 第二十條第一項の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

- 四十四條 第二十一條第一項の規定による登録の取消をした者に違反して、登録の停止の命令に違反した者

しても、各本條の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が当該違反行為を防止するため当該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第三十二條 左の各号の一に該当する者（法人である場合はその代表者）は、一万円以下の過料に処する。

第三十三條 第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者。

第二十六條 第二十一條による報告をせず、又は虚偽の報告をした者。

(施行期日)

この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

(解説規定)

この法律の施行の際、現に旅行あつ旅費を貯めている者は、この法律の施行の日から九十日間は、第三條又は第十二條第一項の規定にかかるらず、登録を受けず、又は料金の届出をしないでも旅行あつ旅費を貯めることができる。

3 滋賀県航空法（昭和二十四年法律第五十七号） の一部を次のよう改訂する。

第四條第一項第十四号の十三の大に次の二号を加える。

十四の十四 旅行あつ旅費を登録すること。

第二十二條第一項第三十三号の次に次の二号を加える。

二十三の二 旅行あつ旅費の登録に関すること。

旅行あつ旅費法案 右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年六月十三日

衆議院議長 佐藤 尚武

衆議院議員 林誠治

衆議院議員 長谷川 勝

りますか、「されど今後の事態に適用するには不適當かつ不十分でありますので、これを廃止いたしまして新しく規制から航空活動の全般について所要の規定を設けよ」とするが、本法の趣旨であります。

次に、その内容のおもなる点を申し上げます。国際民間航空機約の規定及び同約の附屬書として採扱されていける標準、方式及び手続に従い、航空機の耐空性に関する基準、航空保安施設の設置及び管理の資格、航空保安施設の運航方法等を定めるルール、航空機の運航方法等を定めるルールとともに、航空運送事業の秩序を確立して、航空事業の健全な発達をはかるため必要な規定を内容としているものであります。

本法は、去る四月二十八日、本委員会に付託され、五月七日政府より提案理由の説明を受け、委員会を開いて、審査として本委員会に付託され、同月三十日、提出者より提案理由の説明を聽取し、次いで六月十三日、大付託され、概要に審査したのであります。

本法は、去る五月二十七日、子細審査として本委員会に付託され、同月三十日、提出者より提案理由の説明を聽取し、次いで六月十三日、大付託され、概要に審査したのであります。

本法は、去る四月二十八日、本委員会に付託され、五月七日政府より提案理由の説明を受け、委員会を開いて、審査を行ひ、然心なる質疑が行われ、特に生産建設、製造過程、耐空性等に関する検査は運送者で一括一元的に行なわれて、また通商産業委員会と六回にわたり連合審査を行ひ、慎重に審査を行ひ、結果を報告いたしました。まず航空公法案の趣旨を簡便に説明いたします。

終結後におけるわが国の航空活動は、連合国最高司令官の指令及び覚書によつて行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律案及び旅行あつ旅費法案につき、運輸委員会における審査の経過並びに結果を報告いたしました。

まず航空公法案の趣旨を簡便に説明いたします。

本法は、四月二十八日、本委員会に付託され、五月七日政府より提案理由の説明を聽取し、次いで六月十三日、大付託され、概要に審査したのであります。

本法は、去る五月二十七日、子細審査として本委員会に付託され、同月三十日、提出者より提案理由の説明を聽取し、次いで六月十三日、大付託され、概要に審査したのであります。

本法は、去る五月二十七日、子細審査として本委員会に付託され、同月三十日、提出者より提案理由の説明を聽取し、次いで六月十三日、大付託され、概要に審査したのであります。

本法は、去る五月二十七日、子細審査として本委員会に付託され、同月三十日、提出者より提案理由の説明を聽取し、次いで六月十三日、大付託され、概要に審査したのであります。

本法は、去る五月二十七日、子細審査として本委員会に付託され、同月三十日、提出者より提案理由の説明を聽取し、次いで六月十三日、大付託され、概要に審査したのであります。

本法は、去る五月二十七日、子細審査として本委員会に付託され、同月三十日、提出者より提案理由の説明を聽取し、次いで六月十三日、大付託され、概要に審査したのであります。

本法は、去る五月二十七日、子細審査として本委員会に付託され、同月三十日、提出者より提案理由の説明を聽取し、次いで六月十三日、大付託され、概要に審査したのであります。

本法は、四月二十八日、本委員会に付託され、五月七日政府より提案理由の説明を聽取し、六月十八日討論に付託され、改訂案を提出して江崎一治議長より反対の意見が述べられました。

次いで修正案について採決の結果、起立多数をもつて可決され、引続き修正案を除く原案について採決いたしましたところ、これまた起立多数をもつて可決され、本法は修正案を除く原案について採決いたしました。

次に、航空法の特例に関する法律案について申上げます。まず本法の趣旨を簡單に説明いたします。日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基く行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律案及び旅行あつ旅費法案につき、運輸委員会における審査の経過並びに結果を報告いたしました。

まず航空公法案の趣旨を簡便に説明いたします。

まず航空公法案の趣旨を簡便に説明いたします。

まず航空公法案の趣旨を簡便に説明いたします。

まず航空公法案の趣旨を簡便に説明いたします。

君より反対の意見が述べられました。

かくて、採決の結果、本法は多数をもつて政府原案通り可決すべきものと認めた次第であります。

次に、航空法の特例に関する法律案について申上げます。

本法は、去る五月二十七日、子細審査として本委員会に付託され、同月三十日、提出者より提案理由の説明を聽取し、次いで六月十三日、大付託され、概要に審査したのであります。

本法は、去る五月二十七日、子細審査として本委員会に付託され、同月三十日、提出者より提案理由の説明を聽取し、次いで六月十三日、大付託され、概要に審査したのであります。

本法は、去る五月二十七日、子細審査として本委員会に付託され、同月三十日、提出者より提案理由の説明を聽取し、次いで六月十三日、大付託され、概要に審査したのであります。

本法は、去る五月二十七日、子細審査として本委員会に付託され、同月三十日、提出者より提案理由の説明を聽取し、次いで六月十三日、大付託され、概要に審査したのであります。

本法は、四月二十八日、本委員会に付託され、五月七日政府より提案理由の説明を聽取し、六月十八日討論に付託され、改訂案を提出して江崎一治議長より反対の意見が述べられました。

次いで修正案について採決の結果、起立多数をもつて可決され、引続き修正案を除く原案について採決いたしましたところ、これまた起立多数をもつて可決され、本法は修正案を除く原案について採決いたしました。

次に、航空法の特例に関する法律案について申上げます。まず本法の趣旨を簡単

に説明いたします。日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基く行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律案及び旅行あつ旅費法案につき、運輸委員会における審査の経過並びに結果を報告いたしました。

まず航空公法案の趣旨を簡便に説明いたします。

まず航空公法案の趣旨を簡便に説明いたします。

君より反対の意見が述べられました。

かくて、採決の結果、本法は多数をもつて政府原案通り可決すべきものと認めた次第であります。

次に、航空法の特例に関する法律案について申上げます。

本法は、去る五月二十七日、子細審査として本委員会に付託され、同月三十日、提出者より提案理由の説明を聽取し、次いで六月十三日、大付託され、概要に審査したのであります。

本法は、去る五月二十七日、子細審査として本委員会に付託され、同月三十日、提出者より提案理由の説明を聽取し、次いで六月十三日、大付託され、概要に審査したのであります。

本法は、去る五月二十七日、子細審査として本委員会に付託され、同月三十日、提出者より提案理由の説明を聽取し、次いで六月十三日、大付託され、概要に審査したのであります。

本法は、去る五月二十七日、子細審査として本委員会に付託され、同月三十日、提出者より提案理由の説明を聽取し、次いで六月十三日、大付託され、概要に審査したのであります。

答がかわされたのであります。が、その
詐綱は会議場に譲りたいと存します。
かくて、本月十七日質疑を終了し、
昨十八日討論を省略いたしまして採決
の結果、多数をもつて本法案は原案
より可決すべきものと決した次第であ
ります。

○議長(林謙治郎) 本日の趣意はあります。取次これを許します。山口シゲ
二君。

〔山口シヅエ君登場〕

代表して、たたいま上総されておりま

す航空法案に対する修正に反対をいたしました。

日本の講和独立とともに、航空機の

製造並びに運航が許されることになつたので、ここに航空機の航行の安全

全をはかり、航空事業の発達を期す。

ための航空法規と、航空機工業の健全な発達をはかるための航空機製造技術

とが提出されたのであります。従

て、日本の航空事業の発達のために、この四法案は車の四輪のごとく相輔

し、相助関係にあるものであります。

従つて、終戦以来まつたく空白状態となつたのが田航空機の製造と、航行機

業の急速な発達のために、岡法案は

既一貫した方針のもとに、最も有効的な運用がはかられなければならぬ

のあります。

本航空法規の基本的な考え方は、飛行機の製造に関する検査は通常審査

が行い、安全性に関する検査は運転者

が行うという趣旨であります。そして、安否性の検査をする必要のた

に、航空長官は航空機の製造過程に

いて検査ができるということになつ

ました第十九條の大項、七項は、以上述べた本法案の基本的な考え方從つて、航空長官が安全性の確保のために行うべき検査は、当該航空機の製造を行ふ工場の従業員であつて、法令で定めるもの、または通商産業大臣が運輸大臣と協議して指定する通商産業省の職員であることを規定するものであります。われわれの考え方によりますれば、航空機の製造は通商産業省が検査、航空長官はこの検査に当るることとし、航空長官はこの検査に当るところをできる限りのものとします。

聞くところによれば、與兎部都連
総、通産兩省の立場にわかれ、はば
しいな争競り争いが行われた結果、以
上のよう公認書が成立したといふこ
とでござります。航空機の製造に重大
な影響を及ぼす検査制度の問題が法律
に明記され、責任の所在をあいまい
にして紛争を将来に残すとすれば、日
本の航空機製造の将来のために決して
得策ではない」と指摘するのでござ
ります。(拍手) 第十條第六項の規定に
依ては、責任の所在をさらに明確にし
て、検査を一元化する方向への修正で
あるならば納得できるのであります
が、これを削除して「あいまい」にし
し、航空行政を複雑煩雑にすることとは
絶対反対せざるを得ないめであります
す。

以上、修正案に反対の理由を簡單に
申し述べた次第でござります。(拍手)
○鷹呂林謹(電算) 江崎一治君。
〔江崎一治君登壇〕

意見の一一致を見るに至らず、これに付する問題の規定を今や馬耳東風といふ風ぶりであつたのであります。この両者のなればり争いも、要するに航空関係業者の利潤争競争と密接に関連しておるのでありますて、彼らのねらいは日本の民間航空活動にあらずして、アメリカ占領軍が発足するだろとうるの軍用航空本部にあることは、今や明瞭であるに拘らず、ます。本法案は、我が民間航空の基礎を確立し、航空の安全とその健全なる発達をはかることを主目的としておるといひますが、その実際は、行政能率の実現に伴う本法の特徴に関する法律案によつてまつたく骨牌となり、残るものには、アメリカ帝國主義者との手先である米国製鋼との合作により、日本の民間航空業者及び日本の航空関係業者をあげてアメリカ帝國主義に奉仕させ、アジア大陸の要員に仕上げんとするところの隠れられないがあるのです。何と驚くべき奸知につけた立法技術ではありますか。

ておつたのであります。日敵は遺漏を補うたので、その總額は三十三百万圓となるのであります。かりにこの余金をノースウエストが支拂つたとしても、残りの五億六千百萬円が、ヨロコイ打機と交換に、ノースウエスト航空社のふところにころがり込む勘定となつてゐるわけであります。抜け目のない狡猾な人種のことを、われくへは、ころがり込んだままでは起きないやつだと想ひます。ノースウエスト航空公社は、五億円の不當得利を得たのであります。これこそ航空法の本質であり、吉田・岡崎外交の本質と遜色なく現わしたものといわなければなりません。

さらに露くべきことは「航行協定」裏面に伴う航空法の特徴に関する法律案であります。この法案の内容を一々述べて申上げますと、アメリカ占領軍に対して、日本国内の航行行政の一切をあけて白浜委任したことになるのであります。これによつて、日本の航空法はそのまま地圖に、ほしただけの土地を失つたことになります。府長官はアメリカ占領東京空港のよき召されとなるであります。

まず第一に、飛行場設置に関する法律案であります。アメリカ占領軍は、いつでも好きな地圖に、ほしただけの土地を失つたことになります。飛行場を設置することができるのです。第一に、アメリカ占領軍の飛行場は、法で禁止されてゐることの關節飛行場をやめようと、超低空飛行をやめるとともに、飛行場をやるとか飛行場設立の区域としまつた。その上に、因縁の表示の義務です。負わないものであります。第三に、貨物

おらまを 行空一歳日 お 関空めどに日伊の せくあじ代千まん秋田空州て頃なう有

法で禁止しておるところの航空機から
の物件の投下、落弾傘の降下、爆弾物
の輸送の禁止及び航空機の爆火による
炎災等の義理がないのであります。こ
れでは、日本の空はすでに日本人の空
ではありません。

日本の空と日本の領土内に設けられ
た航空基地は、アメリカ帝国主義者の
アジア侵略の基地となり、平和を受ける
アシア五億の人民に対する殺戮の根
拠地となるばかりか、ひじてはわが國
日本国民を再び戦争の惨禍に陥れるほ
めに至ることは、火を見るよりも明らか
であります。時も時、昨日、ラジオによ
り放送され、米軍軍事基地に近接した地盤
の日本国民に対する、防空訓練に協力す
るよう勧告しておるのであります。真
に日本の民族の独立と平和を愛する日
本人ならば、何人といえども、この兩
法案に反対せざるを得ないと考えるの
であります。

日本共産党は、かかる先進的両法案
に対し絶対に反対するとともに、その
説明のために今後徹底的に闘うことを
明確にしておきます。(拍手)

○講演(林誠治郎) 石野久男君

【石野久男君登壇】

さる航空業を育成発達せしめることであることをわれりへはまた認めるのでござします。しかるにも左がわらず、われへがあえて本法案に反対をなさざるを得ない理由は、次の諸点をあります。

第一回、本法案の立案過程並びに法案の内容を通じて、行政監督に関するきわめて不明朗な解釋があり、法の効果発生後ににおいて法が意図する航空業の発達のため、ぬぐい切れる意義を含めて不適切な規定を内包していることがあります。去る四月九日、もと雇勞の慘事は、わが國航空史上に幾多の傷がこない教訓と示唆となりえたものであると信ずるのであります。督管面については、もとに日本航空公社がその権限に当り、運航、整備についてはノーススター航空公社が責任に任している事実は、この惨事の教訓のために多くの難問題を提起しております。航空事業についての最近のこの実例は、本法國定の遅延にきめで重要な予見を與えているものであります。

さきに航空に関する諸研究を申だねられた航空審議会は、きめめてまずの反対を除いて、政府に航空行政上の一元化の必要なることを答申しているのであります。しかるに、吉田内閣は、四月二十八日閣議決定を行つて、きわめて不可解なる指示をしたのでござります。形式証明、耐空性証明から、航空機の安全性に関する行政上の責任は運送大臣にゆだね、生産施設及び生産技術検査の責めを通産大臣に所管せらるべきことと規定されているのであります。このことは航空行政上さわめて重大なことであり、航空の全面的真

責任の地位にある大場義経空長官をして、運輸・通商運輸省長官をして、航空行政に対する困難と危惧が感ぜられ、安全の責任がとれないとまで言はれて、やがて同長官をして、こういうことでは航空行政上の思想の一部を変更せねばならぬとさへ言わせておるのであります。この混乱が本法の内容として包藏されておるのであります。だからこそ、自由党内部においてすら、覺たびかにわたる折衝が代議士会あるいは政調会で行われて、議論と闘争を繕はれてはありますから。

吉田内閣のもとに設置せられた航空省審議会の答申が、開港地・通航権と運送省とにけんが通敗的な措置をされたことは、既にできぬい不祥事であります。内閣または閣内において開港係長官が、一國の法律の中に明確性を欠く形で現われることとは、許しがたいことであるといふことは、重要視しなければならないことがあります。しかも、法案自体の中には、担当當局が安心してその業務に従事することに危惧を生じしめるような事態があるということは、重要視しなければならないことがあります。もしくは、号の惨事がいままだ耳新しいものであるだけに、一層強く航空行政の基本的意義が要求せられていく際には、閣内または党内の意見を利害に左右される、異翁々たる感じのする本法の不明朗性には、将来に禍根を残すものであると断言せなければならぬのであります。自由党の諸氏が提案する修正案をもつて、運輸・通商運輸省長官をして、

ということは、私どもに感時中の学生であります。本法第六十八条の規定する無機航行航空機に関する規定は、近時航空機の発達がわれくの子想以上に進歩しているという現実及び航空機は三分本国のものを輸入することを前提としている日本の事情のもとでは、いろいろの疑義を持たしめるのであります。

また本法は、国際民間航空規約の規定に基づいてつくられたものであることは、提案説明者によつて明らかにされているのであります。この国際民間航空規約は、各國が軍備を保持し、軍用機を使用することを禁制としているものであります。本法案の提案者は、日本国内法第九條に於て、軍備特に軍事に附れて、それらを所持することを否定しておる規定について何の考慮も持つていないのみならず、そのような状況下ににおける航空器充達を考慮して本法案に当つたものとは思考されないのであります。かかる意味からして、本法案は、民間航空の死活の英名に關れて、米国航空事業家及び資本家の手が關における服務の安定と確保のための役立ちを負はい、公然の秘密として眉批に運んである。再軍備への基礎作業だと断言せざるを得ないのであります。(拍手)

同時に上條となつておる行政協定の實施に伴う航空法の特例に関する法律案は、最も具体的に現われた、このよき例であると思ひます。軍備を持てば、陸空を呼応する日本は、田原民間航空規約第一條に據れば、各國がその領土上に開港において完全且つ排他的な主權を有することを承認する。」

